

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月25日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、令和3年3月11日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県米原市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 市道グレーチング破損による歩行者の負傷

3 事件の概要

令和2年12月22日午前3時30分頃、市道市場野一色線の米原市野一色地先において、上記相手方が徒歩で通行した際、破損したグレーチング部につまずいて転倒し、腰膝部等を受傷した。

4 損害賠償の額

金52,368円とする。

令和3年3月11日

米原市長 平尾道雄